

一般財団法人みらい創造財団朝日のあたる家 文書管理規程

（目的）

第1条 この規程は、事務局規程第10条（規定外の対応）の規程に基づき、一般財団法人みらい創造財団朝日のあたる家（以下「財団」という。）における文書の取扱いを定め、事務を正確かつ効率的に処理することを目的とする。

（文書の定義）

第2条 この規程において、文書とは財団の業務上必要に応じて作成し、収集し、また財団以外に提出するすべての文書（紙媒体および財団内外のサーバー、端末P Cならびにその他記憶媒体に記録された電子データ等で、第10条に定める別表1の文書保存期間基準表に掲げるものを含む）をいう。

（事務処理の原則）

第3条 財団の事務は、原則として文書により処理するものとする。

2 文書によらないで処理した場合、必要に応じて直ちに文書を作成し、事後に支障のないようにしなければならない。

（取扱いの原則）

第4条 文書の取扱いは、責任を明らかにして正確かつ迅速に行うとともに、常に整理し、その所在を明らかにしておかなければならない。

（文書管理責任者及び文書管理担当者）

第5条 文書管理を統括する者として文書管理責任者を置く。文書管理責任者は、事務局長がそれに当たる。

2 文書の受付、配布、回付および整理保存等を行わせるため、文書管理担当者を総務部に置く。文書管理担当者は、事務局長が指名する。

（決裁手続き）

第6条 文書の起案は、事務局規程で定めるそれぞれの部において行うものとする。

2 起案文書は、代表理事又は事務局長（以下「決裁権者」という。）の決裁を受けるものとする。

3 起案文書のうち、代表理事の決裁を要するものは、起案書の様式（別紙様式1）を用いて決裁手続きをとるものとする。

4 決裁を受けた文書は、決裁文書台帳（別紙様式2）に起案日、決裁日、件名、担当部署を記載し保管する。

(議事録等によるみなし決裁)

第7条 前条の規定にかかわらず、決裁権者が出席した会議において、当該決裁権者が承認した議題については、その旨が記載された議事録等をもって、当該決裁権者の決裁があったものとみなす。

(受信文書)

第8条 財団に到着した文書(以下「受信文書」という。)は、文書管理担当者において受付けるものとし、文書管理担当者以外において受取った時は、速やかに文書管理担当者に回付しなければならない。

2 文書管理担当者は、受信文書に受付印を押印する。ただし、許可書等押印することが適当でないものは、この限りではない。

3 前項の規定により受付印を押印した受信文書については、年度ごとに一連番号を付して文書受信簿(別紙様式3)に登録する。

4 受信文書の番号は、毎年4月に始まり、翌年3月31日に終わる。

(外部発信文書)

第9条 財団以外に発信する文書(以下「発信文書」という。ただし、輕易な文書は除く。)は、代表理事名により発信する。

2 前項の規定による発信文書については、原則として文書発信番号及び発信日付を記載し文書発信簿(別紙様式4)に登録する。

3 前項の規定による文書発信番号は、「みらい」の三字を付し番号を記入する。

(整理及び保管)

第10条 文書の整理保管は、原則として当該文書担当部署において行う。

2 文書の保管期間は当該文書の処理が完了した事業年度の末日までとする。

(保存期間)

第11条 文書の保存期間は、別表1の文書保存期間基準表による。ただし、関係法規により保存年限が定められている文書は、当該法規による。

2 前項の保存期間は、処理を終えた年度の翌年度から起算する。

(廃棄)

第12条 保存期間を経過した文書は廃棄する。ただし、代表理事が引き続き保存する必要があると認めたものはこの限りではない。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和 6 年 9 月 2 5 日から施行する。(令和 6 年 9 月 2 5 日理事会決議)

別表 1 文書保存期間基準表

保存期間	分類	文書の種類	根拠法令他
永久	法人	重要な承認、報告書等に関する文書	
		行政庁等による検査また命令に関する文書	
		理事会・評議員会等の議事録	(一般法 1 0 年)
		登記に関する文書	
		定款、規程等に関する文書	
		重要な報告書	
	財務および 財産契約	計算書類等（貸借対照表・正味財産増減計算書および財産目録並びにその付属明細書、事業報告およびその付属明細書、監査報告書）	(一般法 1 0 年) (会社法 1 0 年)
		寄付金に係る情報	
		効力の永続する契約に関する文書	
	人事労務	重要な人事に関する文書	
		職員との協定書	
1 0 年	法人	行政庁等からの重要な文書	
		理事会・評議員会等の開催に関する文書	
		専門委員会等に関する文書	
		役員の就任、報酬等に関する文書	
		起案書（永久とされる文書を除く）	
	財務および 財産契約	会計帳簿、会計伝票	税法 7 年
		証憑書類	税法 7 年
		満期または解約となった契約に関する文書	
	人事労務	職員の任免、報酬等に関する文書	
		委嘱等による有期契約職員の名簿・履歴書等	
7 年	特定個人情報	所管法令で定められた個人番号を記載する書類等	(所管法令に定められた年数)
5 年	法人	各種委員会に関する文書	
	財務および 財産契約	事業計画書、収支予算書	
		事業報告の届（別表 1）、資金調達及び設備投資の見込書	(公益認定法 5 年)
		財産目録、役員名簿、報酬等の支給基準	(一般法 5 年)
		税務に関する文書（前出の書類を除くもの）	(税法 5 年)

		軽微な契約に関する文書	
		会計事務に関連する軽微の資料類	
	人事労務	役職員の採用・退職・賞罰に関する文書	
		職員名簿、履歴書、住民票記載事項証明	
		雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等	(雇保規 4 年)
		雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿	(雇保規 4 年)
		賃金台帳	(労基法 3 年)
		労働者名簿、採用・解雇・退職に関する書類	(労基法 3 年)
		労災保険に関する書類	(労災規 3 年)
		労働保険の徴収・納付等に関する書類	(徴収規 3 年)
	雇用保険に関する書類	(健保規 2 年)	
1 年	法人	業務遂行に必要なその他の軽微な文書	(雇保規 2 年)
		住所・姓名変更届	
	人事労務	出勤簿、休暇・遅刻・欠勤・早退届け	
		身分証明書（退職後 1 年）	

「起案書」の様式（別紙様式 1）

起案番号

起 案 書

決裁：

代表理事	事務局長	事業責任者	検討者	起案者

起案： 年 月 日

件名：〇〇に関する件

内容：件名につき、下記のとおりとすること

記

以上

決裁文書台帳（別紙様式 2）

記載事例

起案日	決裁日	件名	担当部署
○月○日(○)	○月○日(○)	○○に関する件	事業部

文書受信簿（別紙様式 3）

記載事例

受信日	発信者名	文書名	宛先	受信者
○月○日(○)	○○事務所	○○書類一式		○○

文書発信簿（別紙様式 4）

記載事例

文書番号	発信日	送り先名	文書名	発信者	発信担当者	方法
みらい第○号	○月○日(○)	陸前高田市○○部	「○○業務」 申請書類	代表理事		Web